

保護者のみなさま

 箕面市教育委員会
箕面市立萱野東小学校

今後、本市において児童生徒及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について（改訂版）

平素は、本校の教育にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標題にありますとおり、令和2年9月1日付で「今後、本市において児童生徒及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について」のプリントを配布いたしました。このたび令和2年（2020年）12月11日（金）付で大阪府教育庁市長教育室小中学校課長及び教育振興室保健体育課長通知『学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（増補版）』において、児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応についてが一部変更されましたので、この内容を踏まえ、下記の波線部箇所を変更いたします。ご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【 児童生徒に感染等が発生した場合に備えてのお願い 】

児童生徒に感染が確認された場合、本校では、下記のとおり対応しますので、保護者の皆様におかれましては、感染が疑われる事例が発生した場合やPCR検査の受検が必要となった場合は、速やかに学校へご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

【 児童生徒に感染等が確認された場合の当該児童の対応 】

《感染》の場合	《濃厚接触者》に指定された場合	《家族に濃厚接触者》がいる場合
治癒するまで「出席停止」	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から、 2週間の「出席停止」 ※PCR検査の結果が陰性でも「出席停止」となります ※原則としてオンライン授業を実施します。 ※できる限り、外出は自粛して下さい。	「濃厚接触者」の方の陰性が明らかになるまで、登校を控えて下さい。 ※原則としてオンライン授業を実施します。 ※できる限り、外出は自粛して下さい。

※濃厚接触者とは、感染者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間に接触した者のうち、

- ・「感染者」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで「感染者」と15分以上の接触があったなどの者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から、患者の感染性を総合的に判断する）についてなどの者について、保健所が

調査を行い、個別に濃厚接触者と指定した者

※教職員に感染等が確認された場合、児童生徒と同様に、当該教職員は、治癒するまで学校に出勤しないなどの対応を取ります。

【 発熱等の風邪症状がある場合 】

- ・PCR検査を受検するような場合を除き、児童生徒本人に、発熱等の風邪症状がある場合は、その症状がなくなるまでご自宅での療養をお願いします。
- ・PCR検査を受検するような場合を除き、同居するご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、その症状がなくなるまで児童生徒の登校を控え、オンライン授業を受けていただくようお願いします。(文部科学省によれば、児童生徒の感染経路は、「家庭内感染」が半数以上であることが報告されています。)

【 児童生徒及び教職員に感染等が確認された「学校」の対応 】

- ・児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、学校の全部を1日「臨時休業」とします。
- ・臨時休業の開始日は、原則として感染者が判明した日の翌日とします。
例／金曜日に感染者が確認された場合は、土曜日が休業日です。
※なお、保健所が行う「濃厚接触者の確認」次第で、臨時休業期間中の予定が前後したり、期間の短縮・延長したりする可能性があります。
- ・小中一貫校においては、感染者の確認が小学校または中学校のいずれかであっても全体で休業します。

【 感染者が判明した日の対応 】

○感染者が判明した時点で、

- ・登校している児童生徒がいる場合は、翌日の臨時休業に関する連絡及び指示をしたのち、速やかに下校させます。
- ・始業前、放課後、休日等、登校している児童生徒がいない場合は、一斉送信メールや学校ホームページ、電話連絡にて臨時休業に関する連絡及び指示をします。

○学童保育室について

- ・学童保育開始前に判明した場合は、当日学童保育利用予定のある児童のみ学校に留め置きます。登室予定のない児童は、他の児童と同様に下校させます。
- ・留め置いた学童児童は17時に下校させます。(延長利用児童は最大19時)
- ・17時を待たずに下校させて問題ない家庭は、保護者から学童保育室(学童保育が始まっていない場合は学校)へ連絡をいれて下さい。
- ・学校が休業となる場合、学童保育も休業となります。
(※学童保育が学校内に設置されているため、原則、感染者が学童在籍児童ではなくても上記の対応を取ります。)

【 臨時休業中の対応 】

- ・感染者が判明した時点で、部活動を含め全ての教育活動を行いません。

- ・臨時休業期間中の外出は、できる限り控えるよう、ご協力をお願いします。
- ・学童保育につきましても、原則1日を臨時休業とします。

例、臨時休業1日の場合

臨時休業中
<p>○保健所調査への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の確認 ・濃厚接触者への連絡及び指示 <p>○保健所から消毒箇所の指示を受ける。(保健所の指示に従い、校内を消毒します。)</p> <p>○教職員の招集(濃厚接触者以外) ○学校施設の消毒</p> <p>○必要に応じて児童生徒へ連絡</p> <p>○学校再開の準備</p>

例、臨時休業が3日にわたる場合

臨時休業1日目	臨時休業2日目	臨時休業3日目
<p>○保健所調査への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の確認 ・濃厚接触者への連絡及び指示 <p>○保健所から消毒箇所の指示を受ける。(保健所の指示に従い、校内を消毒します。)</p>	<p>○教職員の招集(濃厚接触者以外)</p> <p>○学校施設の消毒</p> <p>○オンライン授業の実施</p> <p>○必要に応じて児童生徒へ連絡</p>	<p>○オンライン授業の実施</p> <p>○学校再開の準備</p> <p>○必要に応じて児童生徒へ連絡</p>

【 報道提供について 】

○市内小中学校の児童生徒及び教職員において感染者が確認され、臨時休業を実施することとなった際には、教育委員会から、判明した日の当日又は翌日に、報道機関に対して、原則として以下の内容の情報提供を行います。

《公表内容》

- ・学校名
- ・感染者が「教職員」か「児童生徒」のいずれかであるか等

【 新型コロナウイルス感染者に対する差別や偏見について 】

○新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校においても、感染症対策をしっかりと講じつつ、新型コロナウイルス感染者に係る差別や偏見を持たないような教育を行っていますが、各ご家庭におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。